

学び直し支援金のお知らせ

～再入学された方への授業料支援～

- 高等学校等を中途退学した方が、再び高等学校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間終了後も卒業するまでの間の最長2年間「学び直し支援金」が支給されます。
- 「学び直し支援金」は、就学支援金と同様、授業料と学び直し支援金を相殺することで、授業料の負担がなくなります。

<1> 対象者

次のすべてに該当する方

- ① 高等学校等を退学したことがある方
- ② 高等学校等を卒業又は修了していない方
- ③ 高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える方
(定時制及び通信制は48月)
- ④ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した方
(就学支援金の対象者であった方)
- ⑤ 保護者(親権者)の市町村民税所得割額の合計額が30万4,200円未満の方

<2> 提出書類

- ① 高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書
- ② 所得に関する書類*
課税証明書等「市町村民税所得割額」がわかる書類
保護者(親権者)の平成26年度の「市町村民税所得割額」の合計が30万4,200円未満の世帯の方が対象になります。
30万4,200円以上の世帯の方は、授業料をご負担いただきます。

*高等学校等就学支援金の申請又は届出書類で提出している場合は、必要ありません。

*認定された方は(翌年)6月に、収入状況届出書と所得に関する書類を提出していただきます。

問い合わせ先 県立横浜国際高等学校 事務室